

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和元年 8月26日（諮問第94号）

答申日：令和元年12月27日（答申第75号）

事件名：文化会館をどうするかを検討する資料の一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

①平成30年8月8日「文化のまち」づくり課と用紙右上に記載された文書（項目「1.」から「4.」まで計2枚のもの。以下「対象文書①」という。）及び
②平成31年1月8日「文化のまち」づくり課と用紙右上に記載された文書（項目「○「文化のまち」とは」から始まる文書及びA3版横のもの。以下「対象文書②」という。）（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を非公開とした決定については、別紙2に掲げる部分を公開すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公開請求に対し、平成31年4月3日付け31豊文第7号により豊橋市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

未成熟な情報で誤解、混乱はおきないから、当該情報は公開すべきである。
また、長期計画がないというのも行政上問題である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 審査請求人は、平成31年3月20日付け(同日受付)で処分庁に対し、条例第5条の規定に基づき、本件対象文書に係る公開請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が一部公開の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成31年4月8日付け(同日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分において一部公開とした本件対象文書である。

3 非公開とした部分について

本件対象文書のうち、非公開とされた情報は、別紙1のとおりであるところ、対象文書①は課内で検討するため、対象文書②は課内で検討した後に豊橋市長への説明を行うためにそれぞれ用いた文書であり、いずれも公表を予定しておらず、意思決定にも至っていない未成熟な情報が記載された文書である。

このような、意思決定前の未成熟な情報を時期尚早な段階で公にすることにより、市民の間に誤解や臆測を招き、混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第6条第1項第6号の非公開情報に該当し、一部非公開とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「未成熟な情報で誤解、混乱はおきない」旨主張し、一部に対する公開決定の取消しを求めている。

しかしながら、処分庁は上記3のとおり、対象文書の非公開事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年 8月26日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和元年10月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文化会館をどうするかを検討する資料である。

審査請求人は、原処分を取消しを求めており、処分庁は本件対象文書の一部が条例第6条第1項第6号に該当するとして非公開とした原処分を妥当としていることから、本件対象文書の見分結果に基づき、非公開情報該当性について検討する。

2 非公開情報該当性について

本件対象文書には、市民文化会館の現状及び課題等が記載されている。

本件対象文書は、「文化のまち」づくり課内での検討に用いたもの及び豊橋市長への説明に用いたものであるが、市民文化会館の今後の在り方についての検討は、スケジュール等も含めて現在も未定であるとのことであるから、これらの未成熟な情報が公開されると、確定的情報と誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。そのため、今後の検討に係る部分を条例第6条第1項第6号に基づき非公開としたことは妥当である。

しかしながら、本件対象文書のうち、市民文化会館の現状及び課題についての検討部分は、未成熟な情報であるとはいえず、その他の非公開情報該当性も認められないことから、別紙2に掲げる部分は公開すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部公開決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を条例第6条第1項第6号に該当するとして非公開とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、非公開としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同号に該当せず、公開すべきであると判断した。

(全体会)

委員 河邊伸泰、委員 見目喜重、委員 松村享

別紙 1

	非公開とした部分	非公開とした理由
1	対象文書①の資料タイトルの非公開部分	当該部分は、今後の市民文化会館について検討方法の一例を伺い知ることができてしまう部分である。
2	対象文書①の項目 1 現状及び課題の非公開部分	現状については公開した部分のとおりであるが、非公開部分には他部署からの伝聞による情報を未確定のまま載せている部分である。
3	対象文書①の項目 2 の項目名の一部及び内容の非公開部分	当該部分は、市民文化会館について具体的な検討内容を示している部分である。
4	対象文書①の項目 3 の項目名及び内容の非公開部分	当該部分は、3 同様に市民文化会館について具体的な検討内容を示している部分である。
5	対象文書①の項目 4 の項目名及び内容の非公開部分	当該部分は、3 及び 4 同様に市民文化会館について具体的な検討内容を示している部分であり、今後の整備のあり方等について検討している部分である。
6	対象文書②の資料タイトルの非公開部分	当該部分は、資料タイトル以降の検討の方向性が明らかになってしまう部分である。
7	対象文書②の項目 1 「文化のまち」とはの内容の非公開部分	当該部分は、今後の市民文化会館と「文化のまち」との関わり方を示している部分であり、今後の市民文化会館の施設としてのあり方を伺うことができってしまう部分である。
8	対象文書②の項目 2 「文化のまち」豊橋の現状と	当該部分は、6 及び 7 と同様に、今後の市民文化会館の施設としてのあり方を伺うことができ

	課題の内容の非公開部分	しまう部分である。
9	対象文書②の項目3 市民文化会館のあり方の内容の一部非公開部分	当該部分は、項目名どおり市民文化会館のあり方について記載した部分であるが、施設の老朽化に伴い、どのような方向性により検討をしていくかを具体的に示している部分である。
10	対象文書②の資料タイトルの非公開部分	当該部分は、資料タイトル以降の検討の方向性が明らかになってしまう部分である。
11	対象文書②の資料タイトル以下の内容の記載された非公開部分	当該部分は全て今後の市民文化会館のあり方について具体的に検討した部分である。

別紙 2

文書	公開すべき部分
平成30年 8 月 8 日付けの 文書 (対象文書①) 1 枚目	「3.」から始まる段落中の表の左から 2 つ目の欄全 て
平成31年 1 月 8 日付けの 文書 (対象文書②) 1 枚目	『○「文化のまち」とは』中の非公開部分及び『○「文 化のまち」豊橋の現状と課題』中の非公開部分全て